

特定健診のポスターを配布、駅貼り

医療保険者協議会



府医療保険者協議会が3月6日、本会で開かれた。廣田吉昭会長（本会副理事長）が「医療法改正に伴い、都道府県が医療計画を策定する際には、保険者協議会の意見を聴かなければならない。また、高齢者の医療の確保に関する法律に、保険者協議会と当該業務内容を新たに明記するとされた」として「今後、具体的な取り組みが示されれば、委員のみならずと意見交換や情報の共有を図っていきたい」と述べた。

この後、平成27年度の事業計画、歳入歳出予算、特定健診・特定保健指導集合契約について報告があり承認された。事業計画では、引き続き特定健診の受診を呼びかけるポスターを各医療保険者団体、関係団体などに配布するほか、交通機関による駅貼り（JR、阪急、京阪、近鉄）などで府民の受診率アップを図る。掲出期間は5月から8月の毎月1週間ずつとした。